

# 広ト協 燃料高騰対策本部を設置

平成25年10月1日

当協会は、10月1日、燃料価格高騰に対する諸施策を迅速かつ的確に実施するため、全日本トラック協会に「燃料高騰対策本部(中央本部)」が設置されたのを受け、「広島県トラック協会燃料高騰対策本部」を設置しました。

今後は、燃料高騰対策のための補助制度創設、軽油引取税減税について、全日本トラック協会と連携した要望活動の展開等、燃料価格高騰対策に取組んでまいります。

## 1. 燃料高騰対策本部構成

本部長 広島県トラック協会 会長 小丸 成洋

副本部長 広島県トラック協会 副会長

立川 雅尉、為廣 尚武、大上 正治、島内 技、小林 英雄

専務理事 山根 徹吾

## 2. 燃料高騰対策取組み事項

### 1. 「燃料高騰対策本部」の設置について

全ト協・都道府県ト協において、会長を本部長とする「燃料高騰対策本部」を設置し、燃料サーチャージ導入促進、補助金創設や地球温暖化対策税の還付措置適用、軽油引取税の減税要望等の実現に向けて諸対策を積極的に実施する。

### 2. 陳情・要望活動の展開について

燃料サーチャージ導入促進、補助金創設や地球温暖化対策税の還付措置適用、軽油引取税の減税等を実現するため、政府に対して燃料高騰対策の実現を求める署名活動を実施し、下記のような陳情・要望活動を積極的に展開する。

- ①内閣官房長官、与党税制調査会長、与党政務三役の先生方を中心に、直接陳情・要望活動を行う。
- ②自民党トラック輸送振興議員連盟総会および公明党トラック問題議員懇話会に対して、直接陳情・要望活動を行う。
- ③地元の国会議員及び与党都道府県連等に対して、直接陳情・要望活動を行う。

### 3. 燃料サーチャージ導入促進策について

#### (1)荷主団体・企業に対する協力要請

- ①全ト協・都道府県ト協は、リーフレット「燃料サーチャージ導入検討のお願い(国土交通省・経済産業省・トラック協会連名)」等を活用して、荷主団体・荷主企業を直接訪問し、燃料サーチャージ導入の協力要請を行う。
- ②燃料サーチャージの届出を行っている会員事業者を掲載した荷主企業向けPRポスターを作成・配布する。

#### (2)業界内の対応

全ト協・都道府県ト協は、『燃料サーチャージ導入促進運動』として、下記事項に積極的に取り組む。  
【全ト協の取り組み】

- ①燃料サーチャージの届出を行っている会員事業者をホームページに掲載し、社会に広くアピールする。
- ②燃料サーチャージ相談窓口を設置し、都道府県ト協及び会員事業者の各種相談に対応する。
- ③燃料サーチャージ導入促進に係るセミナー及び原価意識向上セミナーの開催等都道府県トラック協会の取り組みについて積極的に支援する。特に、燃料サーチャージ導入促進セミナーにおいては、モデル講演VTRを作成し配布・配信する。

## 【都道府県ト協の取り組み】

- ①燃料サーチャージの届出を行っている会員事業者をホームページに掲載し、社会に広くアピールする。
- ②協会の役員会社及び大手事業者は率先して燃料サーチャージの届出を行うとともに、各都道府県で数値目標を設け、事業者のサーチャージ届出を支援する。
- ③燃料サーチャージ導入交渉に係る事業者・荷主のセッティング、相談窓口の設置、会員事業者の各種相談対応(適切な専門家の紹介、交渉書類に関するアドバイス)を行う。
- ④燃料サーチャージ導入促進セミナー・原価意識向上セミナーを開催し、事業者の意識向上を図る。
- ⑤適正化指導員の巡回指導において、燃料サーチャージ推進について周知を行う。

## 4. アイドリング・ストップの徹底について

燃料の無駄な消費に直結する不要なアイドリングを止めさせるため、高速道路上のSA・PA及びトラックステーションにおいて、チラシの配布、監視員の配置、宿泊補助など「アイドリング・ストップキャンペーン」を展開し、アイドリング・ストップの徹底を図っていく。

## 5. 自家用燃料供給施設整備支援助成事業の特別募集について

燃料の安定的な確保に取り組むため、軽油供給施設を新設・増設する際の助成事業について、当初の公募期限は満了したものの、引き続き事業者を支援するべく、新たに特別募集を実施する。

## 6. 燃料高騰対策特別融資、補完融資の追加公募について

中央近代化基金「燃料高騰対策特別融資」により、最新の燃費基準を達成した環境規制適合車両の導入に必要な設備資金融資を実施する。また、同基金による補完融資の追加公募を行う。

## 7. 広報活動について

- ①全ト協提供ラジオ番組「ドライバーズ・リクエスト」において、燃料サーチャージ導入の理解促進を図る番組及びCMを放送する。
- ②全国紙(日経・朝日・読売新聞等)に意見広告を掲載する。
- ③荷主業界専門誌に燃料サーチャージ導入の理解と協力を求めるPR広告を掲載する。
- ④全ト協機関紙「広報とらっく」において、燃料サーチャージの導入成功事例等を紹介し、積極的に啓発を図る。
- ⑤燃料サーチャージ導入の理解促進を図るステッカー等の作成を検討する。
- ⑥都道府県ト協においても、新聞やラジオ放送等地元のメディアを活用し、理解促進を図る。

## 8. 会員事業者の結束強化について

「第18回全国トラック運送事業者大会(10月9日)」において、燃料高騰対策の取組みについて説明し、問題意識を共有するとともに、会員相互の結束を強化した。

## 9. 経営危機突破全国総決起大会の開催・車両デモの実施等について

軽油価格高騰問題等の諸課題に係る要望の実現を図るために、効果的な時期に全国総決起大会の開催や車両デモの実施等の諸対策を講じる。